定　款

株式会社　ジョイフル

住所：大分県大分市三川新町一丁目１番45号

電話：０９７－５５１－７１３１

（2026年11月20日開催の定時株主総会にて改正）

株式会社ジョイフル　　定　款

第 1 章　総　　則

（商号）

第１条 当会社は、株式会社ジョイフルと称し、英文では、Joyfull Co.,Ltd.と表示する。

（目的）

第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 食堂、喫茶店および食料品販売店の経営
(2) 煙草、酒類および雑貨の小売
(3) 不動産の賃貸、売買、仲介および管理
(4) フランチャイズチェーン店への経営指導、技術指導および食材、什器、備品の卸売
(5) 食料品の輸入、販売
(6) 倉庫業
(7) 農作物、畜産物、水産物およびそれらの加工食品の生産、加工および販売
(8) 卸売業、小売業、通信販売業及び流通業
(9) 人材紹介業および人材派遣業
(10) コンピューターのソフトウェアの企画、開発、販売及び保守
(11) インターネットを利用する情報システム及びネットワークの企画、開発、販売及び保守
(12) 清掃業
(13) 旅館・ホテル・その他の宿泊所の経営
(14) 浴場の経営
(15) 前各号に付帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条 当会社は、本店を大分県大分市に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査役

(3) 監査役会
(4) 会計監査人

（公告方法）
第５条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条 当会社の発行可能株式総数は、１２０，０００，０００株とする。

（単元株式数）
第７条 当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（1）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（2）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第９条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第１０条　当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第 3 章　株 主 総 会

（招集）

第１１条　当会社の定時株主総会は、毎年 11 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年８月３１日とする。

（招集権者および議長）

第１３条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役が複数のときまたは代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第１４条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１５条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１６条　株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

（株主総会参考書類等の電子提供措置等）

第１７条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　取締役および取締役会

（員数）

第１８条　当会社の取締役は、１０名以内とする。

（選任）

第１９条　取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

２　　取締役の選任決議については、累積投票によらない。

（任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役）

第２１条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役１名を定め、他に代表取締役を１名定めることができる。

（役付取締役）

第２２条　当会社は、取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長および取締役相談役を各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名定めることができる。

（取締役会）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、代表取締役が複数のときまたは代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

２　　取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

３　　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会規程）

第２４条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（取締役会の決議方法）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席して、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（報酬等）

第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（議事録）

第２７条　取締役会における議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

第 5 章　監 査 役 お よ び 監 査 役 会

（員数）

第２８条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任）

第２９条　監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第３０条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第３１条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会規程）

第３２条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

（招集通知）

第３３条　監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（報酬等）

第３４条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第３５条　当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

（議事録）

第３６条　監査役会における議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

第 6 章　会 計 監 査 人

（選任）

第３７条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第３８条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　計　　算

（事業年度）

第３９条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から６月３０日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第４０条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第４１条　当会社の期末配当の基準日は、毎年８月３１日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年２月末日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第４２条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

この定款の写しは原本と相違ないことを証明する。

年　　月　　日

住　所：大分市三川新町一丁目１番４５号

商　号：株式会社ジョイフル

代表者：代表取締役　穴見　陽一